

重要なお知らせ

登録識別情報制度利用開始のご案内

この度、メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社は、2018年7月2日より登録識別情報制度を導入致します。

この制度を導入することにより、車検証の所有者欄、所有者住所欄が削除され、所有者である弊社の商号や住所の変更があった際に電子的に一括で変更が出来るようになります。

具体的には、2018年7月2日以降に新規登録される車両は、登録識別情報制度を利用したBタイプの車検証で初度登録されます。また、既に登録されている車両につきましては、継続車検や車両の変更登録等において車検証が更新される際に、従来の車検証Aタイプから新様式のBタイプの車検証へ変更となります。

また、Bタイプとなりました車検証の車両は、英数字6桁の固有の登録識別情報が国土交通省から付与され、所有権解除や所有者変更が伴う変更手続きの際に必要となり、登録識別情報の提供方法を車検証のタイプと併せて以下にご案内させていただきます。

本件はお客様の車両のご使用に差支えございませんので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、ディーラー・カスタマーサービス・センターまでお問い合わせをお願いいたします。

(本件に関するお問合せ先)

ディーラー・カスタマーサービス・センター TEL:03-5656-3251 ガイダンス4

受付時間：月～金・・・9:30～19:00 / 土・日・祝日・・・9:30～18:00

(年末年始、当社指定休日を除く)

- 登録識別情報制度に関してのご説明 -

車検証のタイプ

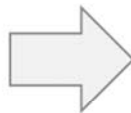
〈従来の車検証〉

〈登録識別情報制度を利用している車検証〉

車検証 Aタイプ

自動車検査証			
*****	*****	****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
所有者の名称	メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社		
所有者の住所	*****		
使用者の名称	登録太郎		
使用者の住所	*****		

所有者欄を削除



車検証Bタイプ

自動車検査証			
*****	*****	****	*****
*****	*****	*****	*****
*****	*****	*****	*****
使用者の名称	登録太郎		
使用者の住所	*****		
【本自動車検査証発行時における所有者情報】			
所有者の名称 メルセデス・ベンツ・ファイナンス株式会社			
所有者の住所 *****			
備考欄に車検証発行時点の所有者情報が表示されます			

車検証の所有者欄が削除され、備考欄に「自動車検査証発行時の所有者情報」が記載されます。

国土交通省への登録識別情報の提供方法

Bタイプの新車検になった車両の移転、抹消、所有情報の変更が伴う変更登録を行う場合は、国土交通省へ登録識別情報(車両ごとに付与される英数字6桁の番号)を提供する必要があります。この国土交通省への登録識別情報提供は、お客様が所有権解除や変更登録の書類をお受け取りになる前日までに弊社がWEB上で行います。

万が一、お客様がお手続きの際に登録識別情報が不明の場合は、上記ディーラー・カスタマーサービス・センターまでお問い合わせをお願いいたします。



陸運支局にある登録管理ネットワーク株式会社の窓口交付を利用して変更登録する場合は、誠にお手数ではございますが登録識別情報を窓口でご確認いただき、下記の様に申請書(OCR)へ記入して提供をお願い申し上げます。

申請書

登録識別情報

申請書

運輸支局

以上